

[18] 公有水面の埋立

法 律 第33条第 7 項

7 公有水面埋立法第二十二条第二項 の告示があつた埋立地において行う開発行為については、当該埋立地に関する同法第二条第一項 の免許の条件において第一項 各号に規定する事項（第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める事項を含む。）に関する定めがあるときは、その定めをもつて開発許可の基準とし、第一項各号に規定する基準（第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）は、当該条件に抵触しない限度において適用する。

公有水面埋立法第22条第 2 項の告示があつた埋立地における開発行為であって、同法による免許の条件において法第33条第 1 項の基準（第 4 項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）に関する定めがあるときは、当該条件に抵触しない限度において技術基準を適用するとしたものです。

これは、公有水面埋立法の免許に際しては、環境保全等の措置が講ぜられることとされているため、同法の基準との重複を避けるため設けられた規定です。

なお、公有水面埋立法による免許を受けた埋立地で、同法第22条第 2 項の告示がされるまでの間において行う開発行為については、許可が不要とされています。